

平成 27 年 12 月 3 日

平成27年登米市議会定例会 12月定期議会 議案

登米市議会

議員 番

議 案 目 次

議案番号	議 案 名	頁
諮問第8号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	1
諮問第9号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	2
報告第13号	専決処分の報告について	3
議案第115号	平成27年度登米市一般会計補正予算（第6号）	別冊
議案第116号	平成27年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第117号	平成27年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第118号	平成27年度登米市介護保険特別会計補正予算（第3号）	別冊
議案第119号	平成27年度登米市水道事業会計補正予算（第2号）	別冊
議案第120号	平成27年度登米市病院事業会計補正予算（第5号）	別冊
議案第121号	平成27年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第3号）	別冊
議案第122号	登米市津山集会所条例を廃止する条例について	5
議案第123号	登米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について	6
議案第124号	登米市証人等の実費弁償支給条例の一部を改正する条例について	10
議案第125号	登米市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について	11
議案第126号	登米市税条例の一部を改正する条例について	15
議案第127号	登米市立幼稚園授業料徴収条例の一部を改正する条例について	20
議案第128号	登米市公民館条例の一部を改正する条例について	25
議案第129号	登米市民俗資料館条例の一部を改正する条例について	27

議案第 130 号	登米市介護保険条例の一部を改正する条例について	28
議案第 131 号	登米市営住宅条例の一部を改正する条例について	29
議案第 132 号	第 3 次登米市行財政改革大綱及び登米市行財政改革実施計画の策定について	30
議案第 133 号	工事請負契約の締結について	31
議案第 134 号	市道路線の認定について	32
議案第 135 号	市道路線の廃止について	51
議案第 136 号	指定管理者の指定について（登米市迫公民館及び迫勤労青少年ホーム）	59
議案第 137 号	指定管理者の指定について（登米市北方公民館、迫農村環境改善センター及び登米市迫青少年センター）	60
議案第 138 号	指定管理者の指定について（登米市新田公民館）	61
議案第 139 号	指定管理者の指定について（登米市森公民館）	62
議案第 140 号	指定管理者の指定について（登米市米谷公民館、不老仙館及び東和楼台コミュニティセンター）	63
議案第 141 号	指定管理者の指定について（登米市米川公民館及び登米市東和国际交流センター）	64
議案第 142 号	指定管理者の指定について（登米市錦織公民館及び東和勤労青少年ホーム）	65
議案第 143 号	指定管理者の指定について（登米市南方公民館、南方農村環境改善センター、南方歴史民俗資料館、登米市東郷公民館、南方老人福祉センター、南方定住促進センター、登米市南方東郷運動広場、登米市西郷公民館及び南方就業改善センター）	66
議案第 144 号	指定管理者の指定について（南方産地形成促進施設）	67
議案第 145 号	指定管理者の指定について（平筒沼ふれあい公園）	68
議案第 146 号	指定管理者の指定について（迫梅ノ木公園、迫佐沼公園及び迫大東公園）	69

議案第 147 号	指定管理者の指定について（登米市迫体育館、登米市迫武道館及び登米市新田総合運動場）	70
議案第 148 号	指定管理者の指定について（登米市中田総合体育館、登米市中田球場及び登米市諏訪公園）	71
議案第 149 号	指定管理者の指定について（登米市石越体育センター及び登米市石越総合運動公園）	72
議案第 150 号	指定管理者の指定について（登米市津山若者総合体育館及び登米市津山林業総合センター）	73
議案第 151 号	指定管理者の指定について（登米市豊里運動公園及び豊里花の公園）	74
議案第 152 号	指定管理者の指定について（登米市民プール）	75

諮問第8号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

平成27年12月3日提出

登米市長 布施 孝 尚

住 所	登米市迫町
氏 名	乾 和 子

諮問第9号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

平成27年12月3日提出

登米市長 布施 孝 尚

住 所	登米市米山町
氏 名	大 浪 静 江

報告第 13 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 27 年 12 月 3 日提出

登米市長 布施 孝 尚

区分	専決処分年月日	事故の概要	損害賠償額 和解内容
営造物の 管理瑕疵	平成 27 年 10 月 7 日	平成 27 年 6 月 10 日、登米市中田町石森字加賀野一丁目地内の市道において、浮き上がっていた平板ブロックにつまずき転倒した被害者が、右手首を骨折したもの	44,976 円 その余の請求を放棄
営造物の 管理瑕疵	平成 27 年 10 月 7 日	平成 27 年 9 月 15 日、登米市石越町東郷字黒山地内の市道において、相手方車両が通行した際に道路横断側溝のグレーチング蓋が跳ね上がり、相手方車両を破損させたもの	23,220 円 その余の請求を放棄
交通事故	平成 27 年 10 月 8 日	平成 27 年 9 月 3 日、登米市中田町石森字加賀野三丁目地内の交差点付近において、職員の運転する公用車が信号待ちで停車していた相手方車両に接触し、相手方車両を破損させたもの	13,035 円 その余の請求を放棄

区分	専決処分年月日	事故の概要	損害賠償額 和解内容
営造物の 管理瑕疵	平成 27 年 11 月 6 日	平成 27 年 10 月 12 日、登米市豊里町 白鳥地内の市道において、路面より 高くなっていた下水道マンホールに 車両下部が接触し、相手方車両を 破損させたもの	143,880 円 その余の請求 を放棄

議案第 122 号

登米市津山集会所条例を廃止する条例について

登米市津山集会所条例（平成 17 年登米市条例第 31 号）を廃止するものとする。

平成 27 年 12 月 3 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市津山集会所条例を廃止する条例

登米市津山集会所条例（平成 17 年登米市条例第 31 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 123 号

登米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の制定について

登米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 27 年 12 月 3 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項の規定に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 14 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、個人番号の利用に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、別表第 1 の左欄に掲げる機関が行う

同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市の機関が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 市の機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 市長	登米市子ども医療費の助成に関する条例（平成17年登米市条例第114号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	登米市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例（平成17年登米市条例第117号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	登米市中心身障害者医療費の助成に関する条例（平成17年登米市条例第121号）による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
1 市長	登米市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128

		号)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)をいう。以下同じ。)による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの
		住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)による住民票の記載事項(以下「住民票関係情報」という。)であって規則で定めるもの
2 市長	登米市母子・父子家庭医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する

		る法律（平成6年法律第30号）による支援給付に関する情報（以下「残留邦人情報」という。）であって規則で定めるもの
3 市長	登米市心身障害者医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	医療保険各法、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）又は介護保険法（平成9年法律第123号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による知的障害者に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による受給資格に関する情報であって規則で定めるもの
		住民票関係情報であって規則で定めるもの
		残留邦人情報であって規則で定めるもの

議案第 124 号

登米市証人等の実費弁償支給条例の一部を改正する条例について

登米市証人等の実費弁償支給条例（平成 17 年登米市条例第 52 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 27 年 12 月 3 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市証人等の実費弁償支給条例の一部を改正する条例

登米市証人等の実費弁償支給条例（平成 17 年登米市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条各号列記以外の部分中「含む。」の次に「以下同じ。」を加え、同条第 7 号中「第 29 条第 1 項」を「第 35 条第 1 項」に改め、同条第 8 号中「、法令（条例を含む。）」を「、法令」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条各号列記以外の部分及び同条第 8 号の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 125 号

登米市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例の一部を改正する条例について

登米市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 17 年登米市条例第 61 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 27 年 12 月 3 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を
改正する条例

登米市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 17 年登米市条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項の表を次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号。以下「平成 24 年一元化法」という。）附則第 41 条第 1 項の規定による障害共済年金若しくは平成 24 年一元化法附則第 65 条第 1 項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）による障害基礎年金（同法第 30 条の 4 の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成 24 年一元化法附則第 37 条第 1 項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成 24 年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成 24 年一元化法附則第 61 条第 1 項に規定する給付のうち障害	0.88

	共済年金（以下「平成 24 年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	
	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第 87 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	0.89
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成 24 年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成 24 年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
	旧船員保険法による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	旧国民年金法による障害年金	0.89
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成 24 年一元化法附則第 41 条第 1 項の規定による遺族共済年金若しくは平成 24 年一元化法附則第 65 条第 1 項の規定による遺族共済年金（以下単に「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第 28 条第 1 項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）	0.80
	遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84
	遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成 24 年一元化法附則第 37 条第 1 項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成 24 年一元化法附則第 61 条第 1 項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給され	0.88

	れる場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金	
	国民年金等改正法附則第 87 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90

附則第 5 条第 2 項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成 24 年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成 24 年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の登米市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成 27 年 10 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 新条例附則第 5 条の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 平成 24 年一元化法第 2 条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号。以下この項において「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成 27 年政令第 345 号）第 8 条第 1 項の規定により読み替えられた平成 24 年一元化法附則第 36 条第 5 項の規定によりなお

その効力を有するものとされた改正前国共済法第 82 条第 2 項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（平成 24 年一元化法附則第 36 条第 5 項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成 24 年一元化法附則第 36 条第 5 項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第 89 条第 3 項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（平成 24 年一元化法附則第 36 条第 5 項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）又は平成 24 年一元化法第 3 条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号。以下この項において「改正前地共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成 27 年政令第 347 号。以下この項において「平成 27 年地共済経過措置政令」という。）第 7 条第 1 項の規定により読み替えられた平成 24 年一元化法附則第 60 条第 5 項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第 87 条第 2 項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成 27 年地共済経過措置政令第 7 条第 1 項の規定により読み替えられた平成 24 年一元化法附則第 60 条第 5 項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第 99 条の 2 第 3 項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により平成 24 年一元化法第 1 条の規定による改正後の厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成 24 年一元化法附則第 41 条第 1 項の規定により国家公務員共済組合連合会（国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 96 号）第 5 条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第 21 条第 1 項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成 24 年一元化法附則第 65 条第 1 項の規定により地方公務員共済組合（平成 24 年一元化法附則第 56 条第 2 項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新条例附則第 5 条第 1 項の規定は、適用しない。

- 4 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の登米市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第 5 条の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、新条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

議案第 126 号

登米市税条例の一部を改正する条例について

登米市税条例（平成 17 年登米市条例第 65 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 27 年 12 月 3 日提出

登米市長 布施 孝 尚

登米市税条例の一部を改正する条例

登米市税条例（平成 17 年登米市条例第 65 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条から第 17 条までを次のように改める。

（徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付又は分割納入の方法）

第 8 条 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 15 条第 3 項及び第 5 項に規定する条例で定める方法は、その猶予をする期間内において、その猶予に係る金額をその者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させるものとする。

2 市長は、法第 15 条第 3 項又は第 5 項の規定により、同条第 1 項若しくは第 2 項の規定による徴収の猶予（以下この節において「徴収の猶予」という。）又は同条第 4 項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（次項及び第 4 項において「徴収の猶予期間の延長」という。）に係る市の徴収金を分割して納付し、又は納入させる場合においては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めるものとする。

3 市長は、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を受けた者がその納付期限又は納入期限までに納付し、又は納入することができないことにつきやむを得ない理由があると認めるときは、前項の規定により定めた分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更することができる。

4 市長は、第 2 項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を定めたときは、その旨、当該分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

5 市長は、第3項の規定により分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を変更したときは、その旨、その変更後の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額その他必要な事項を当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(徴収猶予の申請手続等)

第9条 法第15条の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 納付し、又は納入すべき市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額
- (3) 前号の金額のうち当該猶予を受けようとする金額
- (4) 当該猶予を受けようとする期間
- (5) 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。)
- (6) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする法第16条第1項各号に掲げる担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)

2 法第15条の2第1項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類
- (2) 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
- (3) 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
- (4) 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第6条の10の規定により提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類

3 法第15条の2第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細
- (2) 第1項第2号から第6号までに掲げる事項

4 法第15条の2第2項及び第3項に規定する条例で定める書類は、第2項第2号から第4号までに掲げる書類とする。

5 法第15条の2第3項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 猶予期間の延長を受けようとする市の徴収金の年度、種類、納期限及び金額

(2) 猶予期間内にその猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由

(3) 猶予期間の延長を受けようとする期間

(4) 第1項第5号及び第6号に掲げる事項

6 法第15条の2第4項に規定する条例で定める書類は、第2項第4号に掲げる書類とする。

7 法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は、20日とする。

(職権による換価の猶予の手続等)

第10条 法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額（その納付又は納入を困難とする金額として令で定める額を限度とする。）をその猶予をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。

2 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の5第2項において読み替えて準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

3 法第15条の5の2第1項及び第2項に規定する条例で定める書類は、次に掲げる書類とする。

(1) 前条第2項第2号から第4号までに掲げる書類

(2) 分割納付又は分割納入させるために必要となる書類

(申請による換価の猶予の申請手続等)

第11条 法第15条の6第1項に規定する条例で定める期間は、6月とする。

2 法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項及び第5項に規定する条例で定める方法は、その猶予に係る金額（その納付又は納入を困難とする金額として令で定める額を限度とする。）をその猶予をする期間内の各月（市長がやむを得ない事情があると認めるときは、その期間内の市長が指定する月）に分割して納付し、又は納入させるものとする。

3 第8条第2項から第5項までの規定は、法第15条の6第3項において準用する法第15条第3項又は第5項の規定により、分割して納付し、又は納入させる場合について準用する。

4 法第15条の6の2第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 市の徴収金を一時に納付し、又は納入することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細

(2) 第9条第1項第2号から第4号まで及び第6号に掲げる事項

(3) 分割納付又は分割納入の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

5 法第 15 条の 6 の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する条例で定める書類は、第 9 条第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる書類とする。

6 法第 15 条の 6 の 2 第 2 項に規定する条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 第 9 条第 1 項第 6 号に掲げる事項
- (2) 第 9 条第 5 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項
- (3) 第 4 項第 3 号に掲げる事項

7 法第 15 条の 6 の 2 第 3 項において準用する法第 15 条の 2 第 8 項に規定する期間は、20 日とする。

(担保を徴する必要がない場合)

第 12 条 法第 16 条に規定する条例で定める場合は、猶予に係る金額が 100 万円以下である場合、猶予期間が 3 月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合とする。

第 13 条から第 17 条まで 削除

第 18 条中「地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第 23 条第 3 項中「地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置)

2 改正後の登米市税条例（以下「新条例」という。）第 8 条、第 9 条及び第 12 条（地方税法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 2 号。以下「平成 27 年改正法」という。）附則第 1 条第 6 号に掲げる規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「28 年新法」という。）第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に申請される 28 年新法第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された平成 27 年改正法附則第 1 条第 6 号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「28 年旧法」という。）第 15 条第 1 項又は第 2 項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

3 新条例第 10 条及び第 12 条（28 年新法第 15 条の 5 第 1 項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた 28 年旧法第 15 条の 5 第 1 項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

4 新条例第 11 条及び第 12 条（28 年新法第 15 条の 6 第 1 項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に同項に規定する納期限が

到来する地方団体の徴収金について適用する。

議案第 127 号

登米市立幼稚園授業料徴収条例の一部を改正する条例について

登米市立幼稚園授業料徴収条例（平成 17 年登米市条例第 80 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 27 年 12 月 3 日提出

登米市長 布施 孝 尚

登米市立幼稚園授業料徴収条例の一部を改正する条例

登米市立幼稚園授業料徴収条例（平成 17 年登米市条例第 80 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

登米市立幼稚園授業料等徴収条例

第 1 条中「授業料」の次に「及び預かり保育料（以下「授業料等」という。）の徴収」を加える。

第 2 条を次のように改める。

（授業料等の額）

第 2 条 授業料の額は、別表第 1 のとおりとする。

2 預かり保育料の額は、別表第 2 及び別表第 3 のとおりとする。

3 月の途中において入園又は退園した園児の授業料等の額は、前 2 項の規定にかかわらず、当該授業料等の額を 20（保育所の標準時間（幼稚園の保育時間を除く。）の預かり保育（以下「保育所型預かり保育」という。）を利用する場合は 25）で除した額に当該園児の保育の日数を乗じて得た額（その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

第 3 条の見出し及び同条から第 5 条までの規定中「授業料」を「授業料等」に改める。

第 6 条を次のように改める。

（授業料等の減免）

第 6 条 市長は、災害その他やむを得ない理由があるとき、授業料等の全部又は一部を免除することができる。

附則の次に別表として次の 3 表を加える。

別表第 1（第 2 条関係）

授業料徴収金額表

園児の属する世帯の階層区分		徴収金額 (月額)
階層区分	定義	
第 1 階層	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親である保護者を含む世帯	0
第 2 階層	第 1 階層を除き、当該年度の市町村民税が非課税の世帯	0
第 3 階層	第 1 階層及び第 2 階層を除き、当該年度の市町村民税の所得割が非課税の世帯	2,000 円
第 4 階層	第 1 階層から第 3 階層までを除き、当該年度の市町村民税の所得割の額が 48,600 円未満の世帯	4,000 円
第 5 階層	上記階層以外の世帯	4,000 円

備考

- 1 4 月から 8 月までの間における第 2 階層の項から第 4 階層の項までの規定の適用については、これらの規定中「当該年度」とあるのは「前年度」とする。
- 2 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 2 号の所得割を計算する場合は、同法第 314 条の 7、第 314 条の 8、同法附則第 5 条第 3 項、第 5 条の 4 第 6 項及び第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定は適用しないものとする。
- 3 階層区分における税額は、園児の父及び母の税額の合計額とする。ただし、園児の父又は母以外の世帯員が家計の主宰者である場合は、その者の税額を合算した額とする。
- 4 園児の属する世帯が次に掲げる世帯であって、第 3 階層又は第 4 階層に認定された場合の徴収金額は、この表の規定にかかわらず、当該階層に定める徴収金額から 1,000 円を差し引いた額とする。
 - (1) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯をいう（次表及び別表第 3 において同じ。）。
 - (2) 在宅障害児（者）のいる世帯 次に掲げる児（者）を有する世帯をいう（次表及び別表第 3 において同じ。）。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日付け厚生省発児第 156 号厚生事務次官通知）の規定により療育手帳の交付を受けている者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児

オ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者

(3) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法第 6 条第 2 項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると市長が認める世帯をいう（次表及び別表第 3 において同じ。）。

5 兄又は姉が 2 人以上いる園児及び同一世帯から 2 人入園している場合における 2 人目の園児の徴収金額は、この表の規定にかかわらず、次のとおりとする。ただし、園児の属する世帯が 4 に規定する世帯の場合における (2) の規定の適用については、「この表に定める徴収金額」とあるのは「4 の規定により算出された額」とする。

(1) 兄又は姉が 2 人以上いる園児 0

(2) 同一世帯から 2 人入園している場合における 2 人目の園児 この表に定める徴収金額の 2 分の 1 の額

別表第 2（第 2 条関係）

預かり保育料徴収金額表

利用区分	園児の属する世帯の階層区分		徴収金額		
	階層区分	定義	3 歳児	4 歳児	5 歳児
通年利用 (月額)	第 1 階層	生活保護法による被保護世帯又は児童福祉法第 6 条の 4 第 1 項に規定する里親である保護者を含む世帯	0	0	0
	第 2 階層	第 1 階層を除き、当該年度の市町村民税が非課税の世帯	500 円	500 円	200 円
	第 3 階層	第 1 階層及び第 2 階層を除き、当該年度の市町村民税の所得割が非課税の世帯	1,200 円	1,200 円	300 円
	第 4 階層	第 1 階層から第 3 階層までを除き、当該年度の市町村民税の所得割の額が 48,600 円未満の世帯	1,900 円	1,900 円	300 円
	第 5 階層	上記階層以外の世帯	3,500 円		
短期利用 (日額)	全ての世帯		200 円		

備考

- 1 短期利用（日額）の月ごとの限度額は、通年利用（月額）の徴収金額の欄に定める額とする。
- 2 4月から8月までの間における第2階層の項から第4階層の項までの規定の適用については、これらの規定中「当該年度」とあるのは「前年度」とする。
- 3 地方税法第292条第1項第2号の所得割を計算する場合は、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
- 4 階層区分における税額は、園児の父及び母の税額の合計額とする。ただし、園児の父又は母以外の世帯員が家計の主宰者である場合は、その者の税額を合算した額とする。
- 5 園児の属する世帯が母子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯又はその他の世帯であって、第2階層に認定された場合の徴収金額は、この表の規定にかかわらず、0とする。
- 6 兄又は姉が2人以上いる園児及び同一世帯から預かり保育を2人利用している場合における2人目の園児の徴収金額は、この表の規定にかかわらず、次のとおりとする。ただし、園児の属する世帯が5に規定する世帯である場合は、この限りでない。
 - (1) 兄又は姉が2人以上いる園児 0
 - (2) 同一世帯から預かり保育を2人利用している場合における2人目の園児
この表に定める徴収金額の2分の1の額

別表第3（第2条関係）

保育所型預かり保育料徴収金額表

園児の属する世帯の階層区分		徴収金額（月額）			
階層区分	定義	3歳児	4歳児	5歳児	
第1階層	生活保護法による被保護世帯又は児童福祉法第6条の4第1項に規定する里親である保護者を含む世帯	0	0	0	
第2階層	第1階層を除き、当該年度の市町村民税が非課税の世帯	500円	500円	200円	
第3階層	第1階層及び第2階層を除き、当該年度の市町村民税の所得割が非課税の世帯	1,200円	1,200円	300円	
第4階層	第1階層から第3	48,600円未満	1,900円	1,900円	300円
第5階層	階層までを除き、 当該年度の市町村				
		48,600円以上 97,000円未満	8,000円	8,000円	5,500円

第6階層	民税の所得割が課税されている世帯	97,000円以上	16,000円	14,000円	8,500円
		169,000円未満			
第7階層		169,000円以上	22,000円	18,000円	12,000円
		301,000円未満			
第8階層		301,000円以上	28,000円	22,000円	12,000円

備考

- 1 4月から8月までの間における第2階層の項から第8階層の項までの規定の適用については、これらの規定中「当該年度」とあるのは「前年度」とする。
- 2 地方税法第292条第1項第2号の所得割を計算する場合は、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
- 3 階層区分における税額は、園児の父及び母の税額の合計額とする。ただし、園児の父又は母以外の世帯員が家計の主宰者である場合は、その者の税額を合算した額とする。
- 4 園児の属する世帯が母子世帯等、在宅障害児（者）のいる世帯又はその他の世帯であつて、第2階層に認定された場合の徴収金額は、この表の規定にかかわらず、0とする。
- 5 兄又は姉が2人以上いる園児及び同一世帯から預かり保育を2人利用している場合における2人目の園児の徴収金額は、この表の規定にかかわらず、次のとおりとする。ただし、園児の属する世帯が4に規定する世帯である場合は、この限りでない。
 - (1) 兄又は姉が2人以上いる園児 0
 - (2) 同一世帯から預かり保育を2人利用している場合における2人目の園児
この表に定める徴収金額の2分の1の額

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 128 号

登米市公民館条例の一部を改正する条例について

登米市公民館条例（平成 17 年登米市条例第 83 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 27 年 12 月 3 日提出

登米市長 布施 孝 尚

登米市公民館条例の一部を改正する条例

登米市公民館条例（平成 17 年登米市条例第 83 号）の一部を次のように改正する。

別表の 1 の表迫公民館の項中

「

研修室	200 円	—	100 円
-----	-------	---	-------

」を

「

研修室	200 円	100 円	100 円
-----	-------	-------	-------

」に改め、

同表新田公民館の項中

「

—	100 円
---	-------

を

「

100 円	100 円
-------	-------

」に改め、

同表南方公民館の項中

「

—	100 円
—	100 円

を

「

100 円	100 円
100 円	100 円

」に改め、

同表津山公民館の項中

「

婦人講座室	200 円	—	100 円
大会議室	200 円	—	100 円

」を

老人講座室	200 円	—	100 円
-------	-------	---	-------

「

婦人講座室	200 円	100 円	100 円
大会議室	200 円	100 円	100 円
老人講座室	200 円	100 円	100 円

に改める。

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の登米市公民館条例第 17 条第 3 項の規定による利用料金の承認の申請その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議案第 129 号

登米市民俗資料館条例の一部を改正する条例について

登米市民俗資料館条例（平成 17 年登米市条例第 95 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 27 年 12 月 3 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市民俗資料館条例の一部を改正する条例

登米市民俗資料館条例（平成 17 年登米市条例第 95 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中田民俗資料室の項を削る。

第 4 条第 1 項第 2 号中「中田民俗資料室、」を削る。

第 5 条第 1 項ただし書中「、中田民俗資料室」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 130 号

登米市介護保険条例の一部を改正する条例について

登米市介護保険条例（平成 17 年登米市条例第 142 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 27 年 12 月 3 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市介護保険条例の一部を改正する条例

登米市介護保険条例（平成 17 年登米市条例第 142 号）の一部を次のように改正する。
第 10 条第 2 項第 1 号及び第 11 条第 2 項第 1 号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

議案第 131 号

登米市営住宅条例の一部を改正する条例について

登米市営住宅条例（平成 17 年登米市条例第 209 号）の一部を次のとおり改正するものとする。

平成 27 年 12 月 3 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

登米市営住宅条例の一部を改正する条例

登米市営住宅条例（平成 17 年登米市条例第 209 号）の一部を次のように改正する。
第 7 条第 1 項第 6 号中「第 30 条」を「第 28 条又は第 40 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 132 号

第 3 次登米市行財政改革大綱及び登米市行財政改革実施計画の 策定について

第 3 次登米市行財政改革大綱及び登米市行財政改革実施計画を別冊のとおり策定することについて、登米市議会基本条例（平成 23 年登米市条例第 35 号）第 12 条第 2 号の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

議案第 133 号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び登米市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年登米市条例第 73 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 登米市災害公営住宅（迫西大網第二住宅）新築工事（建築） |
| 2 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 310,500,000円 |
| 4 契約の相手方 | 登米市迫町佐沼字南佐沼一丁目3番地の12
株式会社 太田組
代表取締役 太田 陽平 |

議案第 134 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

登米市長 布施 孝 尚

路線 番号	路 線 名	起 点 終 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
10017	泥内線	登米市迫町北方字下谷地 82 番 2 地先 登米市迫町北方字別当 72 番 1 地先	1,472.0	6.0～ 12.3
10019	倉崎・菱ノ倉線	登米市迫町新田字倉崎 206 番 地先 登米市迫町新田字山守屋敷 43 番 1 地先	5,173.2	5.4～ 11.4
10021	支所線	登米市迫町新田字狼ノ欠 20 番 136 地先 登米市迫町新田字山守屋敷 124 番 地先	3,040.4	10.6～ 14.6
10027	立戸・小友線	登米市迫町新田字北立戸 128 番 113 地先 登米市迫町新田字小友 132 番 18 地先	2,403.6	3.2～ 8.0
10123	山守屋敷線	登米市迫町新田字下対馬 241 番 1 地先 (右) 登米市迫町新田字山守屋敷 130 番 1 地先	1,049.4	3.0～ 5.0

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
11067	吐出・水門前線	登米市迫町森字吐出 533番1 地先 登米市米山町字水門前 12番 地先	246.6	5.0～ 9.0
12311	鉄砲丁・的場線	登米市迫町佐沼字鉄砲丁 11番4 地先 登米市迫町佐沼字的場 35番3 地先	153.5	5.2～ 7.2
13040	新土府線	登米市迫町北方字新土府 295番 地先 登米市迫町北方字新土手ノ内 21番1 地先(左)	272.4	5.0～ 7.5
13042	新土府・別当線	登米市迫町北方字新土府 63番9 地先 登米市迫町北方字別当 5番 地先	295.8	3.6～ 7.4
13044	別当2号線	登米市迫町北方字別当 40番1 地先 登米市迫町北方字別当 17番1 地先	146.9	5.5～ 7.4
13289	新土手ノ内1号線	登米市迫町北方字新土手ノ内 14番 地先(右) 登米市迫町北方字新土手ノ内 40番1 地先	1,279.9	3.0～ 5.5
13290	新土手ノ内2号線	登米市迫町北方字新土手ノ内 22番 地先 登米市迫町北方字新土手ノ内 32番1 地先	364.5	4.1～ 5.4
13293	新土手ノ内3号線	登米市迫町北方字新土手ノ内 87番 地先 登米市迫町北方字新土府 49番2 地先	671.6	4.3～ 6.2

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
14025	山ノ神7号線	登米市迫町新田字山ノ神 275番4 地先 登米市迫町新田字山ノ神 350番1 地先	52.8	3.4～ 5.4
14058	山守屋敷1号線	登米市迫町新田字山守屋敷 193番2 地先 登米市迫町新田字山守屋敷 129番2 地先	172.6	5.5～ 6.2
14137	南深沢線	登米市迫町新田字南深沢 70番22 地先 登米市迫町新田字南深沢 70番6 地先(左)	417.5	3.0～ 4.1
14172	北立戸線	登米市迫町新田字北立戸 128番199 地先 登米市迫町新田字北立戸 128番59 地先	51.7	5.0～ 5.1
14249	山守屋敷2号線	登米市迫町新田字山守屋敷 157番1 地先 登米市迫町新田字山守屋敷 161番 地先	139.3	2.3～ 3.2
14250	菱ノ倉1号線	登米市迫町新田字菱ノ倉 91番5 地先 登米市迫町新田字菱ノ倉 92番4 地先	73.4	2.3～ 7.3
14251	山守屋敷3号線	登米市迫町新田字山守屋敷 171番3 地先 登米市迫町新田字山守屋敷 59番4 地先	59.7	2.3～ 7.3
14252	彦道1号線	登米市迫町新田字大鹿野 45番1 地先 登米市迫町新田字彦道 11番1 地先	156.5	2.4～ 7.3

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
30001	新小路・山崎線	登米市東和町米谷字日面 1番1 地先 登米市東和町米谷字山崎 10番1 地先	3,742.6	3.3～ 12.2
30060	鱒淵・細野線	登米市東和町米川字深田 1番1 地先 登米市東和町米谷字中渡戸 181番3 地先	2,922.1	5.3～ 13.5
30171	北上沢線	登米市東和町米川字北上沢 314番2 地先 登米市東和町米川字北上沢 317番3 地先	64.4	2.6～ 2.8
30174	室の沢1号線	登米市東和町米川字北上沢 56番 地先 登米市東和町米川字東上沢 3番1 地先	1,511.8	3.0～ 6.0
30190	長畑1号線	登米市東和町米川字南上沢 33番3 地先 登米市東和町米川字南上沢 43番1 地先	277.5	2.5～ 4.6
30193	長畑2号線	登米市東和町米川字南上沢 29番2 地先 登米市東和町米川字南上沢 21番11 地先	286.5	4.0～ 7.8
30205	馬立4号線	登米市東和町米川字北上沢 125番1 地先 登米市東和町米川字北上沢 132番4 地先	212.0	3.0～ 3.5
30218	蚕飼山線	登米市東和町米川字東綱木 194番1 地先 登米市東和町米川字北上沢 36番2 地先	5,386.7	3.0～ 7.0

路線 番号	路 線 名	起 点 終 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
30219	新青木幹線	登米市東和町米川字深田 4番5 地先 登米市東和町米川字新青木 68番 地先	1,455.7	4.9～ 7.3
30220	青木堤防線	登米市東和町米川字新青木 16番3 地先 登米市東和町米川字新青木 69番 地先 (左)	1,082.3	3.0～ 5.2
30221	新青木1号線	登米市東和町米川字新青木 22番1 地先 登米市東和町米川字新青木 17番1 地先 (左)	398.8	4.2～ 4.4
30222	新青木2号線	登米市東和町米川字新青木 57番2 地先 登米市東和町米川字新青木 42番 地先	988.9	4.8～ 5.0
30228	櫛崎線	登米市東和町米川字富沢 52番1 地先 登米市東和町米川字富沢 32番1 地先	518.5	4.3～ 8.8
30250	新青木3号線	登米市東和町米川字新青木 3番2 地先 登米市東和町米川字新青木 52番3 地先	645.4	4.8～ 5.5
30251	新青木4号線	登米市東和町米川字新青木 37番 地先 登米市東和町米川字新青木 36番4 地先	152.5	4.9～ 4.9
30252	新青木5号線	登米市東和町米川字新青木 67番 地先 登米市東和町米川字新青木 41番2 地先	191.6	4.1～ 5.0

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
30253	新青木6号線	登米市東和町米川字新青木 68番 地先 登米市東和町米川字新青木 5番 地先	32.5	4.9～ 4.9
30254	富沢線	登米市東和町米川字富沢 71番1 地先 登米市東和町米川字富沢 77番 地先	148.9	2.5～ 3.0
30300	中渡戸1号線	登米市東和町米谷字新中渡戸 17番 地先 登米市東和町米谷字新中渡戸 8番2 地先	747.3	4.0～ 6.5
30302	高寺2号線	登米市東和町米谷字細野 1番1 地先 登米市東和町米谷字細野 26番3 地先	187.1	5.3～ 5.5
30310	石橋・菅浪線	登米市東和町米谷字石橋 82番1 地先 登米市東和町米谷字沖ノ田 40番3 地先	965.7	10.0～ 13.8
30326	平倉・要害線	登米市東和町米谷字沢尻 3番1 地先 登米市東和町米谷字平倉 90番1 地先	772.3	5.0～ 6.7
30328	要害線	登米市東和町米谷字平倉 84番1 地先 登米市東和町米谷字平倉 130番2 地先	120.9	4.5～ 5.3
30330	福平1号線	登米市東和町米谷字福平 103番6 地先 登米市東和町米谷字福平 162番1 地先	746.7	5.2～ 14.1

路線 番号	路線名	起 点 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
30332	中渡戸2号線	登米市東和町米谷字中渡戸 125番1 地先 登米市東和町米谷字新中渡戸 11番3 地先	121.7	4.7～ 5.1
30333	福平4号線	登米市東和町米谷字福平 193番2 地先 登米市東和町米谷字福平山 1番6 地先(左)	196.4	3.3～ 4.5
30338	中渡戸3号線	登米市東和町米谷字中渡戸 152番4 地先 登米市東和町米谷字中渡戸 153番1 地先	49.4	2.5～ 2.7
30349	三滝堂インター線	登米市東和町米谷字福平 193番1 地先 登米市東和町米谷字福平 185番1 地先	236.0	10.5～ 12.2
30360	寺沢線	登米市東和町米谷字宮石 26番5 地先 登米市東和町米谷字寺沢 131番 地先	239.8	2.8～ 6.7
30361	福平6号線	登米市東和町米谷字岩の沢 117番10 地先 登米市東和町米谷字福平 4番1 地先	154.4	3.3～ 5.2
30386	山桑線	登米市東和町米谷字小山 144番1 地先 登米市東和町米谷字荒馬沢 83番1 地先	1,818.0	3.0～ 10.0
30421	吉田1号線	登米市東和町米谷字新吉田 12番 地先 登米市東和町米谷字新吉田 11番5 地先	355.6	3.3～ 3.8

路線 番号	路線名	起 終 点 点	延長 (m)	幅員 (m)
30427	朝田貫2号線	登米市東和町米谷字朝田貫 33番 地先 登米市東和町米谷字朝田貫 56番1 地先	183.1	5.8～ 7.6
30433	吉田3号線	登米市東和町米谷字新吉田 1番 地先 登米市東和町米谷字新吉田 7番 地先(左)	268.8	4.0～ 4.4
30436	朝田貫4号線	登米市東和町米谷字朝田貫 57番1 地先(右) 登米市東和町米谷字朝田貫 60番1 地先	124.3	6.5～ 8.8
30437	沖ノ田5号線	登米市東和町米谷字新細待井 190番 地先 登米市東和町米谷字沖ノ田 17番 地先	528.7	5.0～ 10.5
30438	沖ノ田6号線	登米市東和町米谷字沖ノ田 13番 地先 登米市東和町米谷字沖ノ田 10番1 地先	152.4	5.0～ 5.0
30439	沖ノ田7号線	登米市東和町米谷字日面 47番1 地先 登米市東和町米谷字沖ノ田 71番 地先	598.9	4.5～ 5.0
30440	沖ノ田8号線	登米市東和町米谷字沖ノ田 18番5 地先 登米市東和町米谷字沖ノ田 38番 地先	152.2	4.5～ 7.0
30441	米谷病院前線	登米市東和町米谷字元町 200番 地先 登米市東和町米谷字新細待井 35番1 地先	132.8	6.7～ 13.5

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
30442	新細待井3号線	登米市東和町米谷字新細待井 41番1地先 登米市東和町米谷字沖ノ田 3番6地先	169.7	3.5～ 6.0
30443	沖ノ田1号線	登米市東和町米谷字沖ノ田 3番1地先 登米市東和町米谷字沖ノ田 1番9地先(左)	239.1	3.0～ 3.2
30444	沖ノ田2号線	登米市東和町米谷字沖ノ田 3番1地先 登米市東和町米谷字沖ノ田 2番7地先	118.4	2.7～ 2.7
30445	沖ノ田3号線	登米市東和町米谷字沖ノ田 6番2地先 登米市東和町米谷字日面 11番1地先	108.2	3.0～ 3.5
30446	沖ノ田4号線	登米市東和町米谷字沖ノ田 5番2地先 登米市東和町米谷字沖ノ田 46番2地先(左)	758.0	3.0～ 5.0
30447	米谷三陸側道西線	登米市東和町米谷字沖ノ田 21番1地先(右) 登米市東和町米谷字沖ノ田 28番5地先	718.5	4.5～ 4.5
30448	米谷三陸側道東線	登米市東和町米谷字沖ノ田 38番地先 登米市東和町米谷字沖ノ田 29番2地先(左)	769.1	4.5～ 4.5
30449	沖ノ田9号線	登米市東和町米谷字沖ノ田 46番2地先 登米市東和町米谷字沖ノ田 53番2地先	373.8	5.0～ 5.0

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
30450	沖ノ田10号線	登米市東和町米谷字沖ノ田 44番 地先 登米市東和町米谷字沖ノ田 43番5 地先	72.7	3.0~ 5.5
30451	沖ノ田11号線	登米市東和町米谷字沖ノ田 46番2 地先 登米市東和町米谷字沖ノ田 57番4 地先	365.5	3.0~ 5.8
30452	沖ノ田12号線	登米市東和町米谷字沖ノ田 48番 地先 登米市東和町米谷字沖ノ田 55番 地先	160.4	2.7~ 4.0
30453	楼台2号線	登米市東和町米谷字楼台 19番1 地先 登米市東和町米谷字楼台 22番2 地先(左)	503.3	3.5~ 3.5
30454	楼台3号線	登米市東和町米谷字楼台 18番2 地先 登米市東和町米谷字楼台 22番2 地先	315.4	3.5~ 4.0
30455	楼台1号線	登米市東和町米谷字恩田 33番2 地先 登米市東和町米谷字楼台 1番 地先	124.5	4.0~ 4.5
30456	楼台7号線	登米市東和町米谷字楼台 46番 地先 登米市東和町米谷字楼台 12番3 地先	939.2	4.5~ 8.3
30457	楼台6号線	登米市東和町米谷字楼台 29番1 地先 登米市東和町米谷字楼台 41番1 地先	290.1	3.5~ 3.5

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
30458	楼台5号線	登米市東和町米谷字宮ノ前 344番 地先 登米市東和町米谷字楼台 46番 地先	766.8	3.5~ 3.5
30459	楼台4号線	登米市東和町米谷字楼台 12番1 地先 (右) 登米市東和町米谷字楼台 18番2 地先	576.9	3.5~ 3.5
30460	寺の沢線	登米市東和町米谷字寺沢 136番1 地先 登米市東和町米谷字宮石 26番1 地先	577.0	3.0~ 9.4
30461	楼台8号線	登米市東和町米谷字楼台 59番 地先 登米市東和町米谷字楼台 48番 地先 (左)	624.0	3.0~ 4.0
30462	楼台9号線	登米市東和町米谷字楼台 59番 地先 登米市東和町米谷字楼台 47番 地先	790.1	4.0~ 4.5
30463	楼台10号線	登米市東和町米谷字楼台 55番 地先 登米市東和町米谷字楼台 54番 地先	73.6	4.0~ 5.0
30464	楼台11号線	登米市東和町米谷字楼台 62番1 地先 登米市東和町米谷字楼台 59番 地先	95.0	2.5~ 4.0
30465	楼台12号線	登米市東和町米谷字楼台 65番 地先 登米市東和町米谷字天神前 97番1 地先	135.8	3.0~ 3.0

路線 番号	路線名	起 点 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
30500	大谷野13号線	登米市東和町錦織字東大谷野 87番地先(右) 登米市東和町錦織字東大谷野 105番地先	409.5	3.0~ 3.0
30510	大谷野9号線	登米市東和町錦織字小童子 95番8地先 登米市東和町錦織字中大谷野 16番地先	259.6	3.5~ 4.0
30526	大谷野14号線	登米市東和町錦織字中大谷野 30番1地先 登米市東和町錦織字西大谷野 177番1地先	745.5	3.0~ 4.5
30527	大谷野12号線	登米市東和町錦織字中大谷野 8番地先 登米市東和町錦織字中大谷野 6番地先	108.1	3.0~ 3.0
30613	赤坂線	登米市東和町錦織字石沢 79番5地先 登米市東和町錦織字小童子 89番1地先	49.2	3.6~ 4.0
30615	石沢線	登米市東和町錦織字小童子 82番地先 登米市東和町錦織字石沢 75番6地先	358.7	3.8~ 7.0
30625	機織沼1号線	登米市東和町錦織字内ノ目 303番1地先(右) 登米市東和町錦織字内ノ目 300番1地先	105.7	3.5~ 4.0
30629	狐穴中才線	登米市東和町錦織字狐穴 49番1地先 登米市東和町錦織字浅草 128番2地先	1,983.8	2.1~ 5.0

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
30631	浅草線	登米市東和町錦織字浅草 105番1地先 登米市東和町錦織字浅草 81番地先	1,215.3	4.8~ 4.8
30632	新二良根1号線	登米市東和町錦織字新二良根 1番地先 登米市東和町錦織字二良根 18番1地先	848.3	3.0~ 4.0
30633	新二良根2号線	登米市東和町錦織字新二良根 11番地先 登米市東和町錦織字新二良根 21番地先	418.1	3.3~ 3.8
30634	新二良根3号線	登米市東和町錦織字新二良根 25番1地先 登米市東和町錦織字新二良根 23番1地先	104.8	3.6~ 3.7
30635	新川端1号線	登米市東和町錦織字川端 81番2地先 登米市東和町錦織字川端 132番1地先	999.1	2.8~ 7.8
30636	新川端2号線	登米市東和町錦織字川端 125番1地先 登米市東和町錦織字新川端 26番地先	247.4	3.0~ 4.0
30637	新川端3号線	登米市東和町錦織字新川端 6番2地先 登米市東和町錦織字新川端 28番地先	191.7	3.5~ 5.5
30638	新川端4号線	登米市東和町錦織字新川端 6番1地先 登米市東和町錦織字川端 24番地先	328.2	4.5~ 4.7

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
30639	天留居線	登米市東和町錦織字天留居 27番1 地先 登米市東和町錦織字天留居 70番3 地先	534.1	4.0～ 9.8
30640	畑の沢4号線	登米市東和町錦織字畑ノ沢 70番1 地先 登米市東和町錦織字高城山 95番1 地先	251.3	2.8～ 5.5
30641	石沢支線	登米市東和町錦織字石沢 86番1 地先 登米市東和町錦織字石沢 65番3 地先	209.9	2.3～ 3.1
41107	新住吉6号線	登米市中田町上沼字弥勒寺宿 48番1 地先 登米市中田町上沼字新住吉 47番 地先	53.7	2.5～ 5.2
41108	中下6号線	登米市中田町上沼字弥勒寺中下 96番4 地先 登米市中田町上沼字弥勒寺中下 78番8 地先	181.5	2.3～ 4.6
41109	中下7号線	登米市中田町上沼字弥勒寺中下 79番 地先 登米市中田町上沼字弥勒寺中下 61番1 地先(左)	185.9	2.3～ 3.8
45092	加賀野田中1号線	登米市中田町石森字加賀野田中 62番14 地先 登米市中田町石森字加賀野田中 62番13 地先	78.3	6.0～ 11.5
45093	加賀野田中2号線	登米市中田町石森字加賀野田中 71番15 地先 登米市中田町石森字加賀野田中 71番13 地先	80.2	6.0～ 11.0

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
45095	加賀野田中3号線	登米市中田町石森字加賀野田中 82番13 地先 登米市中田町石森字加賀野田中 82番21 地先	164.2	6.0～ 6.0
45126	上沼新田7号線	登米市中田町宝江黒沼字大海崎 11番10 地先 登米市中田町上沼字新田 75番3 地先(左)	125.8	2.3～ 7.3
47242	荒神堂11号線	登米市中田町浅水字荒神堂 82番1 地先 登米市中田町浅水字荒神堂 87番1 地先	48.5	2.3～ 3.1
47257	野元3号線	登米市中田町石森字野元 202番3 地先 登米市中田町石森字野元 217番1 地先	126.9	2.3～ 7.3
48013	後田1号線	登米市中田町宝江新井田字後田 94番2 地先 登米市中田町宝江新井田字後田 2番3 地先	438.5	4.5～ 5.0
48070	新要害・神畑線	登米市中田町宝江新井田字新要害 22番2 地先 登米市中田町宝江新井田字神畑 164番1 地先	2,013.4	4.8～ 7.7
48116	本町6号線	登米市中田町石森字本町 107番1 地先(右) 登米市中田町石森字本町 106番9 地先	65.6	3.0～ 12.3
53570	新田町線	登米市豊里町新田町 125番 地先 登米市豊里町新田町 193番3 地先	1,353.7	6.7～ 11.6

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
60004	十日町・十五貫線	登米市米山町西野字十日町 1番1地先(右) 登米市豊里町丸木 433番地先(左)	6,254.1	3.5~ 10.5
60010	平塚線	登米市米山町西野字後小路 144番1地先(右) 登米市米山町西野字西野前 273番1地先	795.7	10.5~ 15.3
60027	十日町線	登米市米山町西野字十日町 44番地先 登米市米山町西野字十日町 8番地先	582.2	8.0~ 10.5
60214	清水1号線	登米市米山町中津山字清水 34番6地先 登米市米山町中津山字清水 34番13地先	51.9	4.0~ 7.3
60218	清水・新井堤下線	登米市米山町中津山字清水 33番2地先 登米市米山町中津山字新井堤下 69番1地先	251.2	2.3~ 3.9
60301	三ツ筒1号線	登米市米山町西野字北土手外 67番1地先 登米市米山町西野字三ツ筒 53番2地先	105.6	2.4~ 4.7
60369	西野前1号線	登米市米山町西野字西野前 234番1地先 登米市米山町西野字西野前 248番1地先(左)	217.2	2.5~ 3.5
60373	西野前4号線	登米市米山町西野字西野前 261番地先 登米市米山町西野字西野前 259番1地先	60.4	5.7~ 5.7

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
60375	十日町2号線	登米市米山町西野字十日町 8番 地先 登米市米山町西野字十日町 9番2 地先 (左)	51.0	9.2~ 9.3
60612	高屋敷線	登米市米山町字善王寺森ノ腰 183番1 地先 登米市米山町字善王寺森ノ腰 170番 地先	188.9	2.3~ 7.3
70031	新橋向8号線	登米市石越町北郷字橋向 218番1 地先 登米市石越町北郷字新橋向 62番2 地先	225.5	2.5~ 6.9
70039	芦倉1号線	登米市石越町北郷字芦倉 22番4 地先 登米市石越町北郷字芦倉 21番 地先	121.2	2.4~ 8.7
70087	峯1号線	登米市石越町南郷字峯 2番5 地先 登米市石越町南郷字峯 1番4 地先	75.2	3.9~ 4.2
70088	峯2号線	登米市石越町南郷字峯 2番2 地先 登米市石越町南郷字峯 5番4 地先	87.3	4.1~ 4.2
70102	矢作1号線	登米市石越町南郷字矢作 91番 地先 登米市石越町南郷字矢作 89番1 地先	106.3	2.7~ 7.3
70146	加慶1号線	登米市石越町東郷字加慶 44番2 地先 登米市石越町東郷字加慶 34番1 地先	183.0	2.3~ 3.8

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
70186	中沢1号線	登米市石越町北郷字中沢 116番 地先 登米市石越町北郷字中沢 92番1 地先	292.6	2.3～ 8.8
70187	中沢2号線	登米市石越町北郷字中沢 76番5 地先 登米市石越町北郷字中沢 13番3 地先	301.8	2.7～ 8.3
70188	長根・中沢線	登米市石越町北郷字長根 85番1 地先 登米市石越町北郷字中沢 79番1 地先	123.3	2.3～ 9.9
70197	新橋向9号線	登米市石越町北郷字新橋向 38番 地先 登米市石越町北郷字新橋向 47番 地先	343.3	4.8～ 9.7
70403	黒山線	登米市石越町東郷字黒山 58番5 地先 登米市石越町東郷字黒山 53番 地先	138.2	4.1～ 8.8
83177	茶臼森線	登米市南方町茶臼森 80番1 地先 登米市南方町茶臼森 82番4 地先	27.7	3.0～ 6.3
83370	横前4号線	登米市南方町横前 248番 地先(右) 登米市南方町横前 142番1 地先	465.5	2.3～ 6.4
83469	駒林前・中ノ口線	登米市南方町中ノ口 180番1 地先 登米市南方町中ノ口 133番1 地先	532.5	2.3～ 6.2

路線 番号	路線名	起 点 終 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
90355	孫山線	登米市津山町柳津字西向 379 番 2 地先 登米市津山町柳津字孫山 88 番 1 地先	636.1	2.2~ 5.7
90363	新形沼 1 号線	登米市津山町柳津字新形沼 28 番 地先 (右) 登米市津山町柳津字新形沼 202 番 地先	683.5	2.3~ 6.6
90368	西向 1 号線	登米市津山町柳津字西向 386 番 1 地先 登米市津山町柳津字西向 379 番 1 地先	100.5	4.0~ 5.0

議案第 135 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

登米市長 布施 孝 尚

路線 番号	路 線 名	起 点 終 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
10017	泥内線	登米市迫町北方字新土府 295 番 地先 登米市迫町北方字別当 54 番 2 地先	1,189.8	3.6～ 10.4
10019	新北谷地・菱ノ倉線	登米市迫町新田字倉崎 206 番 地先 登米市迫町新田字山守屋敷 43 番 1 地先	5,139.6	5.3～ 12.2
10021	支所線	登米市迫町新田字狼ノ欠 20 番 136 地先 登米市迫町新田字山守屋敷 124 番 地先	3,097.8	4.0～ 14.9
10027	立戸・小友線	登米市迫町新田字北立戸 128 番 199 地先 登米市迫町新田字小友 132 番 18 地先	2,609.0	2.7～ 10.4
10123	山守屋敷線	登米市迫町新田字下対馬 240 番 地先 登米市迫町新田字山守屋敷 135 番 地先	979.5	3.0～ 5.1

路線 番号	路線名	起 終 点 点	延長 (m)	幅員 (m)
13044	別当2号線	登米市迫町北方字別当 40番3 地先 登米市迫町北方字別当 17番 地先	175.1	3.0～ 4.6
13287	泥内3号線	登米市迫町北方字泥内 12番3 地先 登米市迫町北方字別当 72番1 地先	200.8	9.4～ 11.2
13289	新土手ノ内1号線	登米市迫町北方字新土手ノ内 39番 地先 登米市迫町北方字新土手ノ内 40番1 地先	1,580.9	3.7～ 8.5
13290	新土手ノ内2号線	登米市迫町北方字新土手ノ内 21番 地先 登米市迫町北方字新土手ノ内 32番1 地先	394.5	4.1～ 6.5
13293	新土手ノ内3号線	登米市迫町北方字新土手ノ内 87番 地先 登米市迫町北方字新土府 71番1 地先(左)	774.2	4.3～ 6.3
14135	裏立戸3号線	登米市迫町新田字北立戸 128番115 地先 登米市迫町新田字北立戸 128番99 地先	378.0	2.0～ 6.6
14137	南深沢線	登米市迫町新田字南深沢 70番22 地先 登米市迫町新田字裏立戸 178番 地先	457.8	3.1～ 4.9
30001	新小路・山崎線	登米市東和町米谷字日面 1番1 地先 登米市東和町米谷字山崎 94番 地先	3,532.2	3.0～ 12.0

路線 番号	路線名	起 終 点	延長 (m)	幅員 (m)
30058	寺の沢線	登米市東和町米谷字鳥の海 1番 地先 登米市東和町米谷字寺の沢 120番 地先	961.7	2.9～ 9.0
30060	鱒淵・細野線	登米市東和町米川字深田 2番1 地先 登米市東和町米谷字中渡戸 187番1 地先	3,040.9	2.5～ 14.0
30190	長畑線	登米市東和町米川字南上沢 43番 地先 登米市東和町米川字南上沢 21番16 地先	477.1	2.5～ 5.5
30219	青木幹線	登米市東和町米川字深田 4番1 地先 登米市東和町米川字青木1号 42番 地先	1,486.9	2.9～ 6.3
30220	青木堤防線	登米市東和町米川字青木3号 16番 地先 登米市東和町米川字青木1号 111番 地先	1,299.3	2.5～ 5.1
30221	青木1号線	登米市東和町米川字青木3号 115番 地先 登米市東和町米川字青木3号 172番 地先	492.1	2.8～ 4.0
30222	青木2号線	登米市東和町米川字青木4号 95番 地先 登米市東和町米川字青木1号 102番 地先	1,037.8	2.9～ 3.8
30224	青木4号線	登米市東和町米川字青木4号 197番 地先 登米市東和町米川字青木3号 23番 地先	714.5	2.3～ 4.5

路線 番号	路線名	起 終 点 点	延長 (m)	幅員 (m)
30225	青木5号線	登米市東和町米川字青木2号 179番地先 登米市東和町米川字青木2号 181番地先	395.1	2.8～ 11.0
30226	青木6号線	登米市東和町米川字青木2号 159番地先 登米市東和町米川字青木2号 24番地先	309.8	2.5～ 6.3
30227	青木7号線	登米市東和町米川字青木1号 2番地先 登米市東和町米川字富沢 156番地先	300.8	2.5～ 3.7
30228	櫛崎線	登米市東和町米川字富沢 62番地先 登米市東和町米川字富沢 8番地先	376.2	5.6～ 9.2
30302	高寺2号線	登米市東和町米谷字中渡戸 1番1地先 登米市東和町米谷字細野 27番地先	388.7	2.4～ 5.2
30304	中渡戸線	登米市東和町米谷字中渡戸 152番地先 登米市東和町米谷字中渡戸 21番1地先	325.2	2.3～ 5.1
30310	石橋・菅浪線	登米市東和町米谷字石橋 82番地先 登米市東和町米谷字新沖田 375番地先	1,404.7	10.0～ 20.2
30326	平倉・要害線	登米市東和町米谷字沢尻 3番地先 登米市東和町米谷字平倉 84番地先	678.9	5.1～ 7.1

路線 番号	路線名	起 終 点 点	延長 (m)	幅員 (m)
30328	要害線	登米市東和町米谷字平倉 90番 地先 登米市東和町米谷字平倉 84番 地先	216.8	4.6～ 10.1
30330	福平1号線	登米市東和町米谷字福平 103番 地先 登米市東和町米谷字福平 196番4 地先	780.7	5.2～ 14.1
30333	福平4号線	登米市東和町米谷字福平 193番 地先 登米市東和町米谷字福平山 1番6 地先	226.0	2.3～ 5.6
30344	不動沢線	登米市東和町米谷字天神前 107番 地先 登米市東和町米谷字天神前 97番 地先	176.6	2.0～ 3.7
30345	天神・寺の沢線	登米市東和町米谷字天神前 130番1 地先 登米市東和町米谷字寺の沢 136番1 地先	1,043.3	3.1～ 8.0
30362	恩田3号線	登米市東和町米谷字恩田 430番 地先 登米市東和町米谷字八合 91番 地先	185.2	5.0～ 7.1
30368	鬼橋線	登米市東和町米谷字新菅浪 28番 地先 登米市東和町米谷字新菅浪 18番 地先	169.7	2.8～ 6.3
30373	洞口・来京線	登米市東和町米谷字新沖田 212番 地先 登米市東和町米谷字新沖田 237番 地先	266.8	3.0～ 4.0

路線 番号	路線名	起 終 点 点	延長 (m)	幅員 (m)
30374	悪戸原線	登米市東和町米谷字悪戸 48番 地先 登米市東和町米谷字悪戸 177番 地先	342.3	2.3～ 2.3
30375	沖田線	登米市東和町米谷字新細待井 236番 地先 登米市東和町米谷字新沖田 212番 地先	461.2	2.0～ 5.8
30376	並杉線	登米市東和町米谷字元町 200番 地先 登米市東和町米谷字新沖田 56番 地先	739.9	3.0～ 15.4
30386	山桑線	登米市東和町米谷字新細待井 190番 地先 登米市東和町米谷字荒馬沢 81番 地先	2,399.5	2.7～ 10.1
30391	宮前1号線	登米市東和町米谷字宮前 77番1 地先 登米市東和町米谷字宮前 43番 地先	339.8	5.0～ 10.0
30393	宮前3号線	登米市東和町米谷字岩の沢 7番 地先 登米市東和町米谷字新沖田 46番 地先	472.0	1.0～ 3.3
30421	吉田1号線	登米市東和町米谷字関口 41番 地先 登米市東和町米谷字関口 85番 地先	322.2	2.5～ 4.0
30427	朝田貫2号線	登米市東和町米谷字朝田貫 50番2 地先 登米市東和町米谷字朝田貫 62番3 地先	209.2	6.2～ 10.8

路線 番号	路線名	起 終 点 点	延長 (m)	幅員 (m)
30510	大谷野9号線	登米市東和町錦織字小童子 95番8地先 登米市東和町錦織字中大谷野 64番地先	1,173.4	2.7~ 7.8
30567	舟場線	登米市東和町錦織字川端 78番1地先 登米市東和町錦織字川端 19番地先	332.2	2.0~ 8.3
30568	曾根線	登米市東和町錦織字川端 94番1地先 登米市東和町錦織字川端 24番地先	469.9	2.4~ 3.8
30615	石沢線	登米市東和町錦織字小童子 82番地先 登米市東和町錦織字石沢 57番1地先	492.5	2.3~ 6.3
30629	狐穴中才線	登米市東和町錦織字狐穴 48番地先 登米市東和町錦織字向曾根 43番地先	1,890.3	2.1~ 5.0
48013	後田神畑線	登米市中田町宝江新井田字後田 22番地先(右) 登米市中田町宝江新井田字神畑 164番1地先(右)	641.5	4.5~ 7.4
60004	平塚・十五貫線	登米市米山町西野字後小路 144番1地先 登米市豊里町丸木 433番地先(左)	7,037.7	4.0~ 11.8
60027	十日町線	登米市米山町西野字中町 34番1地先 登米市米山町西野字西野前 272番1地先	584.5	7.0~ 12.6

路線 番号	路線名	起 点 終 点	延 長 (m)	幅 員 (m)
60369	西野前1号線	登米市米山町西野字西野前 272番1 地先 登米市米山町西野字西野前 248番1 地先	240.5	2.1~ 3.3
60612	高屋敷線	登米市米山町字善王寺森ノ腰 194番 地先 登米市米山町字善王寺森ノ腰 179番 地先	155.5	2.3~ 4.3
90355	孫山線	登米市津山町字西向 140番 地先 登米市津山町字孫山 87番2 地先	648.3	2.2~ 5.7
90363	新形沼1号線	登米市津山町柳津字新形沼 28番 地先 登米市津山町柳津字新形沼 200番1 地先	608.6	2.0~ 11.8

議案第 136 号

指定管理者の指定について（登米市迫公民館及び迫勤労青少年ホーム）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、登米市公民館条例（平成 17 年登米市条例第 83 号）第 14 条第 1 項及び登米市勤労青少年ホーム条例（平成 17 年登米市条例第 197 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

- 1 公の施設の名称
登米市迫公民館、迫勤労青少年ホーム

- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所在地） 登米市迫町佐沼字中江二丁目 6 番地 1
（名称） 佐沼地区コミュニティ推進協議会
（代表者名） 会長 千葉 成幸

- 3 指定の期間
平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

議案第 137 号

指定管理者の指定について（登米市北方公民館、迫農村環境改善センター及び登米市迫青少年センター）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、登米市公民館条例（平成 17 年登米市条例第 83 号）第 14 条第 1 項、登米市農村環境改善センター条例（平成 17 年登米市条例第 148 号）第 14 条第 1 項及び登米市青少年センター条例（平成 17 年登米市条例第 86 号）第 7 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

登米市長 布施 孝 尚

- 1 公の施設の名称
登米市北方公民館、迫農村環境改善センター、登米市迫青少年センター
- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所在地） 登米市迫町北方字富永 109 番地 2
（名称） 北方地区コミュニティ推進協議会
（代表者名） 会長 名生 東右
- 3 指定の期間
平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

議案第 138 号

指定管理者の指定について（登米市新田公民館）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び登米市公民館条例（平成 17 年登米市条例第 83 号）第 14 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

登米市長 布施 孝 尚

- 1 公の施設の名称
登米市新田公民館

- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所在地） 登米市迫町新田字小友 65 番地
（名称） 新田地区コミュニティ推進協議会
（代表者名） 会長 新田 清

- 3 指定の期間
平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

議案第 139 号

指定管理者の指定について（登米市森公民館）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び登米市公民館条例（平成 17 年登米市条例第 83 号）第 14 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

登米市長 布施 孝 尚

- 1 公の施設の名称
登米市森公民館

- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所在地） 登米市迫町森字西表 195 番地
（名称） 森地区コミュニティ推進協議会
（代表者名） 会長 鈴木 香

- 3 指定の期間
平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

議案第 140 号

指定管理者の指定について（登米市米谷公民館、不老仙館及び東和楼台コミュニティセンター）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、登米市公民館条例（平成 17 年登米市条例第 83 号）第 14 条第 1 項、登米市民俗資料館条例（平成 17 年登米市条例第 95 号）第 13 条第 1 項及び登米市東和コミュニティセンター条例（平成 17 年登米市条例第 24 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

登米市長 布施 孝 尚

- 1 公の施設の名称
登米市米谷公民館、不老仙館、東和楼台コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所在地） 登米市東和町米谷字袖荷 75 番地
（名称） 米谷地域づくり推進協議会
（代表者名） 会長 秋葉 茂雄
- 3 指定の期間
平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

議案第 141 号

指定管理者の指定について（登米市米川公民館及び 登米市東和国际交流センター）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、登米市公民館条例（平成 17 年登米市条例第 83 号）第 14 条第 1 項、登米市東和国际交流センター条例（平成 17 年登米市条例第 23 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

1 公の施設の名称

登米市米川公民館、登米市東和国际交流センター

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 登米市東和町米川字四十田 25 番地 1

（名称） 米川地域振興会

（代表者名） 会長 及川 浩

3 指定の期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

議案第 142 号

指定管理者の指定について（登米市錦織公民館及び 東和勤労青少年ホーム）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、登米市公民館条例（平成 17 年登米市条例第 83 号）第 14 条第 1 項及び登米市勤労青少年ホーム条例（平成 17 年登米市条例第 197 号）第 16 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

1 公の施設の名称

登米市錦織公民館、東和勤労青少年ホーム

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 登米市東和町錦織字雷神山 15 番地 3

（名称） 錦織地域振興会

（代表者名） 会長 及川 登志郎

3 指定の期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

議案第143号

指定管理者の指定について（登米市南方公民館、南方農村環境改善センター、南方歴史民俗資料館、登米市東郷公民館、南方老人福祉センター、南方定住促進センター、登米市南方東郷運動広場、登米市西郷公民館及び南方就業改善センター）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、登米市公民館条例（平成17年登米市条例第83号）第14条第1項、登米市農村環境改善センター条例（平成17年登米市条例第148号）第14条第1項、登米市民俗資料館条例（平成17年登米市条例第95号）第13条第1項、登米市保健福祉施設条例（平成17年登米市条例第106号）第3条第1項、登米市南方定住促進センター条例（平成17年登米市条例第159号）第11条第1項及び登米市体育施設条例（平成18年登米市条例第54号）第15条第1項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成27年12月3日提出

登米市長 布施 孝 尚

1 公の施設の名称

登米市南方公民館、南方農村環境改善センター、南方歴史民俗資料館、登米市東郷公民館、南方老人福祉センター、南方定住促進センター、登米市南方東郷運動広場、登米市西郷公民館、南方就業改善センター

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 登米市南方町八の森40番地1
（名称） 南方コミュニティ運営協議会
（代表者名） 会長 後藤 一衛

3 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第 144 号

指定管理者の指定について（南方産地形成促進施設）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び登米市産地形成促進施設条例（平成 17 年登米市条例第 165 号）第 3 条の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

登米市長 布施 孝 尚

- 1 公の施設の名称
南方産地形成促進施設

- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所在地） 登米市南方町新高石浦 150 番地 1
（名称） 特定非営利活動法人 もっこりの里
（代表者名） 理事長 永浦 清太郎

- 3 指定の期間
平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

議案第 145 号

指定管理者の指定について（平筒沼ふれあい公園）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び登米市公園条例（平成 17 年登米市条例第 188 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

登米市長 布施 孝 尚

- 1 公の施設の名称
平筒沼ふれあい公園

- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所在地） 登米市米山町字桜岡江浪 41 番地
（名称） 吉田コミュニティ運営協議会
（代表者名） 会長 高橋 正司

- 3 指定の期間
平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

議案第 146 号

指定管理者の指定について（迫梅ノ木公園、迫佐沼公園及び迫大東公園）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び登米市都市公園条例（平成 17 年登米市条例第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

1 公の施設の名称

迫梅ノ木公園、迫佐沼公園、迫大東公園

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 登米市中田町宝江黒沼字浦 38 番地 3

（名称） 特定非営利活動法人 登米市体育協会

（代表者名） 会長 佐々木 猛

3 指定の期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

議案第 147 号

指定管理者の指定について（登米市迫体育館、登米市迫武道館
及び登米市新田総合運動場）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び登米市体育施設条例（平成 18 年登米市条例第 54 号）第 15 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

- 1 公の施設の名称
登米市迫体育館、登米市迫武道館、登米市新田総合運動場
- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所在地） 登米市迫町佐沼字中江二丁目 6 番地 1
（名称） 文化・スポーツクラブはさま
（代表者名） 会長 佐藤 砂登史
- 3 指定の期間
平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

議案第 148 号

指定管理者の指定について（登米市中田総合体育館、 登米市中田球場及び登米市諏訪公園）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び登米市体育施設条例（平成 18 年登米市条例第 54 号）第 15 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

1 公の施設の名称

登米市中田総合体育館、登米市中田球場、登米市諏訪公園

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 登米市中田町宝江黒沼字浦 38 番地 3

（名称） 特定非営利活動法人 登米市体育協会

（代表者名） 会長 佐々木 猛

3 指定の期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

議案第 149 号

指定管理者の指定について（登米市石越体育センター及び 登米市石越総合運動公園）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び登米市体育施設条例（平成 18 年登米市条例第 54 号）第 15 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

1 公の施設の名称

登米市石越体育センター、登米市石越総合運動公園

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 登米市石越町南郷字矢作 122 番地 2

（名称） 特定非営利活動法人 いしこし E N J O Y クラブ

（代表者名） 理事長 金 輝彦

3 指定の期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

議案第 150 号

指定管理者の指定について（登米市津山若者総合体育館及び 登米市津山林業総合センター）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、登米市体育施設条例（平成 18 年登米市条例第 54 号）第 15 条第 1 項及び登米市津山林業総合センター条例（平成 17 年登米市条例第 178 号）第 14 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

1 公の施設の名称

登米市津山若者総合体育館、登米市津山林業総合センター

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 登米市津山町柳津字黄牛田高畑 59 番地

（名称） つやまモクモクスポーツクラブ

（代表者名） 会長 佐々木 善市

3 指定の期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

議案第 151 号

指定管理者の指定について（登米市豊里運動公園及び豊里花の公園）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項、登米市体育施設条例（平成 18 年登米市条例第 54 号）第 15 条第 1 項及び登米市都市公園条例（平成 17 年登米市条例第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

登米市長 布 施 孝 尚

1 公の施設の名称

登米市豊里運動公園、豊里花の公園

2 指定管理者となる団体の名称等

（所在地） 登米市豊里町上屋浦 51 番地 2

（名称） 特定非営利活動法人 とよさとマイ・タウンクラブ

（代表者名） 理事長 酒井 明

3 指定の期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで

議案第 152 号

指定管理者の指定について（登米市民プール）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び登米市体育施設条例（平成 18 年登米市条例第 54 号）第 15 条第 1 項の規定に基づく指定管理者を次のとおり指定したいので、同法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

登米市長 布施 孝 尚

- 1 公の施設の名称
登米市民プール

- 2 指定管理者となる団体の名称等
（所在地） 登米市迫佐沼字中江三丁目 8 番地 1
（名称） スポーツアカデミー・清建グループ
（代表者名） 株式会社スポーツアカデミー 代表取締役 中野 成章

- 3 指定の期間
平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日まで